

知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号。以下「規則」という。）第6条で規定する知事許可漁業の起業の認可の取扱いについて、次のとおり定める。

(起業の認可の期間)

第2 規則第7条第2項の起業の認可の期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない理由があると認め、知事が期間を延長したときは、その期間を加算した期間とする。

(起業の認可の期間延長)

第3 第2にかかわらず、漁船の建造の遅延その他のやむを得ない理由により、認可期間中に船舶等を使用する権利を取得することができないと認められる者にあつては、当該起業の認可の有効期間において、1年以内を限度に起業の認可の期間の延長を認めることとする。

(起業の認可の期間延長の理由)

第4 第3のやむを得ない理由については、例えば次のような場合とする。

(1) 本人の予測し得ない特殊な事情等により許可の申請ができなかった場合（本人の予測し得ない特殊な事情については個別に判断することとするが、例えば次のような場合とする。）

イ 船舶の建造に着手したものの不慮の事故により完成が遅れた場合

ロ 船舶売買契約又は用船契約を締結した船舶が滅失又は沈没した場合

ハ 災害、船舶の入手先の廃業その他自己の責に帰することができない事由により船舶建造又は中古船の買い入れ若しくは借り受けの契約締結が困難となった場合

ニ 東日本大震災の津波により船舶等を流失し、当該漁業を営めなくなった者が経営上の理由等、やむを得ない事情により船舶の手配に時間を要している場合

(2) 漁獲可能量の管理のため、又は漁獲可能量が定められた資源以外の資源の状態を回復させるため、漁獲努力量の抑制を図る目的から、新船建造又は代船購入を控えている間、起業の認可としている場合。ただし、当該起業の認可については、漁業法第124条第1項に規定する協定又は漁業関係者による自主的かつ効果的な資源管理に関する取り決めの内容にその旨定められたものに限る。

(形式的な許可及び起業の認可の交換の抑制)

第5 形式的な許認可の交換を抑制するため、起業の認可を受けた者が、規則第7条第1項の規定に基づき許可の申請をする場合の手続きについて、次のように定める。

(1) 許可を受けた者が当該許可に係る船舶を使用することを廃止して、その許可の有効期

間中に、他の船舶について規則第14条第2号の起業の認可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換（専ら規則第7条第2項の規定による起業の認可の失効を回避する目的で、一時的に船舶の使用権を得て、規則第7条第1項の許可を受けた上で、再度、規則第6条の起業の認可を得ようとする行為をいう。）のために申請するものではないことを証明する書類として、申請者の当該許可に基づく操業の実績及び船舶の使用権を取得しようとする相手方に関する書類を添付するものとする。

- (2) 漁業の許可を受けた者が当該船舶を使用することを廃止して起業の認可を受け、その後、使用を廃止した船舶と同一の船舶について規則第7条第1項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換のために申請するものではないことを証明する書類として、過去1年間における船舶の所有及び貸借に関する書類を添付するものとする。（規則第8条第2項）

（起業の認可の有効期間延長の申請）

第6 起業の認可の有効期間延長の申請に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 起業の認可の有効期間延長申請書（様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要領は、令和4年8月5日から施行する。